

第105号議案

島根県社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する島根県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関しては、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

（部会）

第7条 審議会は、社会福祉法施行令第3条第1項に定めるところによるほか、専門分科会に部会を置くことができる。

2 専門分科会の部会（身体障害者福祉専門分科会に置く審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前条第2項から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門分科会」とあるのは「部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（児童福祉に関する調査審議）

第8条 審議会は、法第12条第1項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（島根県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止）

2 島根県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成10年島根県

条例第22号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に審議会において次の表の左欄に掲げる者として指名され、又は定められている者は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)に、同表の右欄に掲げる規定により指名され、又は定められたものとみなす。

委員長に事故があるときに、その職務を行う委員	第4条
専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員	第6条第1項
専門分科会長	第6条第2項
専門分科会長に事故があるときに、その職務を行う委員又は臨時委員	第6条第4項
部会(身体障害者福祉専門分科会に置く審査部会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員	第7条第2項
部会長	第7条第3項において読み替えて準用する第6条第2項
部会長に事故があるときに、その職務を行う委員又は臨時委員	第7条第3項において読み替えて準用する第6条第4項

- 4 この条例の施行の際現に審議会の専門分科会に置かれている部会(身体障害者福祉専門分科会に置く審査部会を除く。)は、施行日に、第7条第1項の規定により置かれた部会となり、同一性をもって存続するものとする。